



申23号

「柔軟な働き方と多様な活躍の実現に向けた 3月4日開催
制度改正等について」に関する申し入れ 団体交渉！⑤

年休・保存休暇・忌引休暇について(④からの続き)

会社

保存休暇・「予防接種」「不妊治療」を加えることとした。保存休暇を取得する場合については、事由に応じて必要な書類等を提出又は提示することになる。

確認した点

- ・予防接種は、本人が接種を受ける全ての予防接種が対象である。
- ・接種前の抗体検査などには適用されない。
- ・接種したことを証明する病院の領収書などが必要になる。
- ・厚生労働省のHPからダウンロードできる不妊治療連絡カードを使用してよい。

組合

【忌引休暇】・死亡した日の記載がない会葬礼状でも可能なのか。

確認した点

- ・死亡日の記載がない会葬礼状等でもお亡くなりになったことや、葬儀の日付等が分かればよい。
- ・不明点があれば、本人に確認することがある。

半休取得要件の見直しについて

☆事由を問わず半休を取得することが出来る！証明書の提出が必要ないことを確認！

就業規則集について

組合

- ・今制度改正は多岐にわたる内容で、本社として各職場に周知徹底すること。生活と大きく関わる内容で間違い、勘違いのないよう丁寧な説明を求める。
- ・就業規則の改正が多いため、ポケット版就業規則を全組合員・社員に配布すること。
- ・事務職は、業務上色々と書き込むことがある。個人貸与にすべき。

会社

- ・育児関連は両立支援ガイドブックで申告できるようにしたい。休暇等の休職は、ライフイベントが近くなると分からない。面談等を通じてしっかり説明したい。状況に応じた本人への説明、コミュニケーションをとり、間違い防止、理解の深度化も考える。しっかりコミュニケーションをとり個別に対応する。
- ・定期的に更新しているので、時期は約束できないがしっかり対応する。就業規則を掲出、配布するやり方など約束は出来ないが周知できるように取り組む。
- ・業務上必要な所は個人へ配布している。必要な所へ配布する。物に限りもあるが、必要な物は本社から支社に追加があれば伝えていただければ配布する。

☆ 制度改正は充実感・充足感を実感できるものとする、丁寧な説明や理解の深度化を考えコミュニケーションをとることを確認！

⑥へ続く